

平成27年度第1回

長洲町

総合教育会議記録

平成27年度第1回長洲町総合教育会議

○日 時

平成27年7月3日(金) 午前10時00分～午前11時20分

○場 所

長洲町役場3階大会議室

○出席者(6名)

町 長	中 逸 博 光	教 育 長	松 本 昇
教育長職務代理者	大 山 司 朗	教 育 委 員	木 下 信 博
教 育 委 員	松 岡 友 美	教 育 委 員	伊 津 野 照 子

○説明補助員(3名)

まちづくり課長	田 成 修 一	子育て支援課長	山 本 明 子
福祉保健介護課長	吉 田 泰 滋		

○事務局(9名)

総務課長	田 畑 道 尋	学校教育課長	松 本 英 樹
生涯学習課長	山 隈 司	総務課長補佐	城 戸 主 税
学校教育課長補佐	松 林 智 之	生涯学習課長補佐	荒 木 功
生涯学習課長補佐	木 下 誠 市	総務課総務係長	長 尾 恒 心
総務課主査	五十嵐 史 紘		

議事次第

- 1 開会
- 2 主催者挨拶
- 3 自己紹介
- 4 総合教育会議について
- 5 総合教育会議の運営について
- 6 協議・調整事項
 - (1) 長洲町教育大綱について
 - (2) 長洲町の教育について
 - (3) その他

7 その他

(1) 平成27年度第2回総合教育会議について

- ① 日程（8月下旬予定）
- ② 協議・調整事項「学校の現状について（案）」

【城戸総務課長補佐】 皆様、おはようございます。ただいまより、平成27年度第1回総合教育会議を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めます総務課の城戸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、主催者であります町長の中逸からご挨拶を申し上げます。

【中逸町長】 おはようございます。第1回総合教育会議にご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、平素から長洲町の教育行政にご尽力をいただいております。まことにありがとうございます。

昨年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育を取り巻く環境が大きく変化している中、長洲町におきましても、教育のあり方、教育を支える体制のあり方については喫緊の課題であると考えております。

そのような中におきまして、これまでの町と教育委員会の垣根を越えて、町と教育委員会が互いに連携し、情報交換をしながら、長洲町の教育課題、これから目指す姿を共有、連携し、教育行政を推進していくものがこの総合教育会議であります。この会議は、教育における町の考え、教育委員会の考えを活発に議論する場であります。教育現場の中で日々感じておられる皆様方の忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。

町といたしましても、教育が地方創生に向けた取り組みとして、さまざまな意見を参考にしながら、さらなる教育の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、活発な意見交換のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、これから委員の皆様との議論を通じて、長洲町の教育がより充実したものになることを祈念申し上げ、簡単ではございますが、主催者の挨拶とさせていただきます。何分、初めての総合教育会議でございますので、まだまだ至らぬ点があるかと思っておりますけれども、ご了承願いたいと思っております。本日はよろしくお願い申し上げます。

【城戸総務課長補佐】 続きまして、今回は第1回目の会議でありますので、総合教育会議の構成員及び事務局、関係職員を私のほうから紹介させていただきます。

まず、中逸博光長洲町長。

【中逸町長】 よろしくお申し上げます。

【城戸総務課長補佐】 松本昇長洲町教育長。

【松本委員】 よろしくお申し上げます。

【城戸総務課長補佐】 大山司朗長洲町教育委員会教育長職務代理者。

【大山委員】 よろしくお願ひします。

【城戸総務課長補佐】 木下信博教育委員。

【木下委員】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【城戸総務課長補佐】 松岡友美教育委員。

【松岡委員】 よろしくお願ひいたします。

【城戸総務課長補佐】 伊津野照子教育委員。

【伊津野委員】 よろしくお願ひいたします。

【城戸総務課長補佐】 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

田畑総務課長。

【田畑総務課長】 田畑です。よろしくお願ひします。

【城戸総務課長補佐】 松本学校教育課長。

【松本学校教育課長】 よろしくお願ひします。

【城戸総務課長補佐】 山隈生涯学習課長。

【山隈生涯学習課長】 よろしくお願ひいたします。

【城戸総務課長補佐】 あとは担当職員が複数名で庶務を行います。また、このほか、関係課の職員も出席しております。

まず、田成まちづくり課長。

【田成まちづくり課長】 おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【城戸総務課長補佐】 山本子育て支援課長。

【山本子育て支援課長】 よろしくお願ひします。

【城戸総務課長補佐】 吉田福祉保健介護課長。

【吉田福祉保健介護課長】 おはようございます。よろしくお願ひします。

【城戸総務課長補佐】 以上となります。

続きまして、次第の4にあります総合教育会議についてですが、この総合教育会議を設置することとなった理由や会議の位置づけなど、事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局】 それでは、事務局のほうからご説明を申し上げます。

まず、資料1のA3の横長の資料になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）とございます。そちらの資料をごらんください。こちらの資料は文部科学省が発行しておりますパンフレットになりますが、これに基づきまして、簡単にご説明させていただきます。

平成26年6月20日に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により同法律が改正することとなり、今年の4月1日付で施行されることとなっております。

資料は、その裏面をごらんください。

資料の上のほうになりますけれども、右手にございます黄色の部分をごらんください。今回の制度改正によりまして、さまざまな課題解決が図られることになっております。政治的中立性の確保とございます。教育委員会は引き続き町の執行機関であるとともに、今回の総合教育会議においては、協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されております。

その下にありますPOINT③の総合教育会議をごらんください。こちらが本日開催しております会議となります。この総合教育会議は全ての地方公共団体に設置されることとなっております。これまでの教育委員会制度では、首長は予算の編成、執行、条例案の提出を通じて教育行政に大きな役割を担っていましたが、教育委員会との意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題がございました。

このため、首長と教育委員会が相互連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために、この総合教育会議が設けられたということになっております。ここにございますとおり、この会議は首長が招集するものでございまして、会議は原則公開になっています。首長と教育委員会が構成員となり、協議・調整を行ってまいります。

主な協議・調整事項は、こちらの資料の①から③にございますとおり、①教育行政の大綱の作成、②教育条件の整備など重点的に講ずべき施策、③児童生徒などの生命・身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置に関することなどがございます。

この会議が設けられたことによりまして、町長が教育行政に果たす役割や責任が明確になるとともに、町長が公の場で教育施策について議論することが可能となったこととなります。また、教育委員会と町長が協議・調整をすることにより、両者が教育の方向性を共有するとともに、一致して執行に当たることが可能となってまいります。また、この総合教育会議につきましては、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議の場という位置づけになっているところでございます。

この会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うこととなりますが、町長と教育委員会のそれぞれの執行権限の一部をこの会議の場で決定を行うものではございませぬ。決定機関ではないということでご承知おきいただければと思います。

簡単ですけれども、事務局からの説明は以上でございます。

【城戸総務課長補佐】 ただいま説明がございました。皆様からご意見があればお願いいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【城戸総務課長補佐】 続きまして、次第の5にあります総合教育会議の運営について、事務局から説明をさせていただきます。

【事務局】 事務局からご説明をさせていただきます。資料は2-1及び2-2となっております。

まず、資料の2-1をごらんください。済みません、本日、資料の追加を机に置かせていただいております。そちらのほうをごらんください。資料2-1でございます。

こちら、長洲町総合教育会議運営規約とございます。こちらの総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織運営に関する法律——以降、この会議において「法」と申し上げます——第1条の4第1項の規定に基づき長洲町総合教育会議が設けられますが、法第1条の4第9項に、その運営に関し必要な事項は総合教育会議が定めとなっておりますので、法にあることと重複する部分もございますが、法にないところを抜粋してご説明させていただきます。

まず、第2条、招集でございます。第1項の総合教育会議は、長洲町長が招集し、議長となります。

第2項、町長は、前項の規定により総合教育会議を招集するときは、あらかじめ日時、場所、協議または調整を行う事項、その他必要な事項を教育委員会に通知するものとしております。ただし、緊急の場合はこの限りではございません。

第3項は、法第1条の4第4項の規定に基づき、総合教育会議の招集を教育委員会が求める場合の規定でございます。その場合は、こちらの規約の別記様式を使用することとしております。

次に、第5条、調整でございます。総合教育会議における事務の調整につきましては、構成員の合意をもって行われたものとするとしております。

次に、第6条、議事録の作成及び公表でございます。町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するとしております。

2項、議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。1から4号までの必要な事項を挙げております。

3項、町長及び教育長は前項の議事録に署名するものとする。

4項になりますが、議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見を聴取した者による議事の内容の確認後に、4条ただし書により非公開とした部分を除き、長洲町のホームページに掲載することにより公開することとしております。

続きまして、第7条でございます。総合教育会議の庶務は、先ほどございましたとおり、教育委員会事務局との連携により、総務課において処理をすることとしております。

第8条、補則でございます。この規約に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議で定めていただくこととしております。

続きまして、資料2-2、傍聴規約をごらんください。

こちらにつきましては、法第1条の4第6項において、この会議が公開ということになっていますので、傍聴いただく方の取り決めを行っているものでございます。

第2条、傍聴人の定員。傍聴人の定員は20人の先着順とする。

第2項、総合教育会議は、前項の規定にかかわらず、会議の開催場所の都合により定員を変更することができるものとするとしております。

第3項でございます。前2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって総合教育会議が認める者は、会議を傍聴することができるとしております。

第3条、傍聴の手続等でございます。会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で、長洲町総合教育会議傍聴希望者受付名簿（別記第1号様式）に、氏名及び住所を記入していただき、係員の指示に従って傍聴席に入っていただくこととしております。

第4条、傍聴席に入ることができない者ということで、1号から6号までを掲げております。

第5条、傍聴人の遵守事項。傍聴いただく際の会場での遵守事項を1号から5号まで規定しております。

第6条、録音、録画及び写真撮影等の禁止。傍聴人は、会議の会場において録音、録画、写真撮影等をしてはならない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでないということとしております。

次のページをごらんください。

第7条、傍聴人の退場でございます。この会議を非公開とする場合は、傍聴人は退場していただくこととしております。

第8条、係員の指示。傍聴人は、全ての係員の指示に従っていただくこととしておりま

す。

最後の第9条でございます。違反に対する措置。傍聴人がこの規約に違反するときは、町長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができるとしております。

ともにこの場でご協議いただきまして、ご承認いただきました際は、この（案）を削除していただき、本日、7月3日付で施行させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

【城戸総務課長補佐】 それでは、事務局から説明がありましたことなど、皆様からご意見があればお願いたします。

【大山委員】 質問よろしいですか。運営規約の第5条、総合教育会議における事務の調整は、構成員の合意をもって行われたものとするというので、事務の調整という意味は、ここでの協議事項とか、そういう意味になるんですか。

【城戸総務課長補佐】 事務局、お願いたします。

【事務局】 お答えいたします。

こちらの総合教育会議におきまして、この場が執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけになっていますことから、また、協議・調整が行われた事項につきましては、各執行機関がそちらを尊重しまして、各執行権限において事務の施行を行うことになっております。

ですので、この場で協議・調整をいただいた事務に関しては、構成員の合意をもって行われたことによりまして、それぞれの執行権限に基づく事務の執行、実務につきましては担当の職員等が行っていくかと思っておりますけれども、それぞれの執行機関がそれぞれの事務の権限の範囲で進めていくということになりますので、その構成員の合意で調整が図られたということの位置づけで記載している文言になります。

以上でございます。

【大山委員】 勘違いをしているのは、ここで議論する内容は、あらかじめ構成員の合意で決まると理解しておったんですけども、ではなくて、ここで決まったものは、構成員の合意をもって行われたものとするという意味になるんですね。わかりました。

【木下委員】 今の理解は、事務の処理についての調整という意味に私はとったんですけども、違いますか。

【事務局】 ここで町長部局と教育委員会それぞれの構成員により、いろいろご協議い

いただいた結果が、決定ではないんですけれども、最終的に取り決めといいますか、調整という形での合意とされるものがございまして、具体的に言えば、議事についての、今後ございます協議・調整事項と挙げておりますけれども、そちらについてのいろいろな結果が出てまいります。その結果を受けまして、それぞれの執行機関がやるべきことをやっていくという位置づけになりますので、最終的に結果が出るということが調整されたということになってまいります。おわかりでしょうか。

【木下委員】 もう一度確認します。話し合いをしますよね。それで、一応こういう方向でいこうということを決めまして、その仕事をするのは、この仕事についてはどこどこがやりましょう、この仕事についてはどこどこがやりましょうというような調整の意味で捉えているんですが、それでいいですか。

【事務局】 はい。最終的にはそこにつながってくるものです。

【木下委員】 はい、わかりました。それで、調整は、いろいろな議論の対立があったときの調整として捉えるものですから、さっき大山委員さんが言いましたように、我々はそう捉えていたものだから、それと執行の事務分担といいますか、仕事分担の調整というところを捉えていなかったものですから。

【事務局】 そこまで含まれてくるものとして規定しているところでございます。

【城戸総務課長補佐】 ほかにございませんでしょうか。

【大山委員】 もう1点、資料2-2の傍聴依頼のところに、「長洲町長様 長洲町総合教育会議傍聴要項を遵守し」と書いてありますけれども、これは前に傍聴規約と決めたんですが、これは「要項」でもよろしいんですか。

【事務局】 こちらにつきましては、「規約」で修正をお願いしたいと思います。失礼いたしました。名称は統一させていただきます。

【大山委員】 それと、第9条は「議長」じゃないですか。

【事務局】 町長が招集権者ということに法でなっておりますので、町長とした次第でございまして、会議上の議長としても、運営規約のほうで町長が議長となるとしておりますので、それでもいいかと思っておりますけれども。「議長」にいたしますか。ここでは「町長」で大丈夫かと思っております。

【松本委員】 間違いです。傍聴規約、第5条、傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

【中逸町長】 それで、今後、これが決まったら傍聴人に配ってください。この規約を

配らないと、自分が傍聴人である以上、こういう規約と一緒にやらないとわからないでしょう。

【事務局】 規約の内容につきましては、まだ案でございますが、控室のほうに掲示を行っている次第でございます。

済みません、それと、町長の名称が、「長洲町長」という名称と、単に「町長」という名称が両方出てきておりますので、そちらについては事務局のほうで修正をさせていただきます。申しわけございません。

【城戸総務課長補佐】 ほかにはございませんでしょうか。

【中逸町長】 できたら、すぐ修正したのを配って。

【城戸総務課長補佐】 修正がございましたけれども、修正をいたしましたというところで、事務局から提示されます運営規約、傍聴規約はご承認いただいたというところよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【城戸総務課長補佐】 細かい修正は、今、行います。ありがとうございます。

それでは、ここで、ご承認いただきました傍聴規約に基づき、傍聴人の方々が入場されます。各委員の皆様はしばらくお待ちください。

(傍聴人入場)

【中逸町長】 それでは、お待たせいたしました。ただいまから総合教育会議の協議・調整事項に入らせていただきたいと思います。

それでは、一つ目の協議事項であります長洲町教育大綱についてを協議したいと思います。今回は、長洲町における教育大綱をどのように策定していくのか、ぜひ皆様とさまざまな意見を交換しながら、ご提案をいただければと思っております。

まず事務局より、教育大綱はどのようなものなのか、説明をさせていただきます。事務局、お願いいたします。

【事務局】 事務局から説明をさせていただきます。資料3をごらんください。

ここに教育大綱に関する法律といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3を記載しております。この法につきましては、この会議の場においては、以下、「法」と呼ばさせていただきます。

第1条の3、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する

る総合的な施策の大綱を定めるものとする場合がございます。

こちらの教育基本法第17条第1項につきましては、下のほうに記載しているところでございます。こちらの大綱ですが、国から通知があっている内容で抜粋して説明させていただきます。

この大綱につきましては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものがございます。詳細な施策については、策定することを求められているものではございません。

また、こちらの大綱は、先ほどもございましたとおり、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているところでございます。参酌とは、参考にするという意味でございまして、教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえまして、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものとされているものがございます。

また、大綱が対象とする期間につきましては、法律で特段の定めはございませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることなどから、4年から5年程度を想定されているものがございます。

あわせて、国のほうからの通知の内容で、地方公共団体においては、資料3にも記載しておりますとおり、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられております。

このことから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整を行い、当該計画をもって大綱にかえることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないとされているところでございます。

資料3の一番下の参考にございますが、平成27年3月には、教育基本法第17条第2項に基づく長洲町教育振興基本計画が当町でも策定されているところでございます。

簡単ですが、大綱についての事務局の説明は以上でございます。

【中逸町長】 ただいま大綱について事務局から説明がありましたが、大綱に関しまして、委員の皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。

【大山委員】 今、事務局からご説明がありましたように、国の教育振興計画、県の教育振興計画、そして、町の総合振興計画を参考にしまして、昨年度1年間をかけて長洲町教育振興基本計画というのを策定いたしました。

今のご説明で、大綱は、その基本となる部分を使ってもいいということをおっしゃいましたが、もうちょっと詳しく申し上げますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、参議院文教科学委員会において文書が出ているんですけれども、その7項目に、大綱がその地域の実情に応じて定められるべきものであることに鑑み、地域住民の意向が大綱に適切に反映されるよう努めることと書いてあります。

私どもがこの長洲町教育振興基本計画をつくり上げるときには、策定委員会というものをつくりまして、そのメンバーとして、九州看護福祉大学の准教授の先生、長洲町小中学校校長会の代表の先生、長洲町社会教育委員の代表の方、長洲町PTA連合会の代表の方、長洲町駐在員会代表の方、それから教育委員として2人、教育長、そして、子育て支援課長という方々をメンバーとして策定しておりますので、今申し上げました地域の要望、ご意見は、十分この振興基本計画に盛り込まれているのではないかと考えております。

ということで、私としましては、長洲町教育振興基本計画の基本理念を大綱にさせていただけたらいいのではないかと思います。

以上でございます。

【中逸町長】 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さんから。

【松本委員】 今、大山委員が言われたように、手順を踏んできちんと策定しましたので、この部分を大綱にしていいと、私も思います。

でも、本来ならば、大綱ができてこれをつくるという手順ですので、この中には「教育大綱」という言葉は出てきません。よければ、教育大綱という言葉が出てくる、1枚物でもいいですので、何かあったほうが長洲町は教育大綱をつくったというのがわかります。それができれば、教育事務所あたりにも提出できますので、ほかの町の手本にもなるかなというのを考えていただければと。

【中逸町長】 私も今回の教育振興基本計画を拝見させていただきました。これは平成31年までの5カ年の基本計画でございます。その中に一番基本となる基本理念、それと目指すべき姿という、これもすばらしい内容です。この件に関しまして、基本理念だけを大綱に取り入れていくのか、あるいは目指すべき姿まで入れていくのか、こういうのでまた皆様のご意見を出していただければと思います。

【木下委員】 済みません、今ちょっと聞きそなったんですが、長洲町の振興計画の

意味でしたでしょうか。

【中逸町長】 これは、この前作成していただいた長洲町教育振興基本計画の中の基本理念でございます。

【木下委員】 はい、わかりました。さっき大山委員さん、それから松本教育長がおっしゃいましたレイマンコントロールの考え方を含めて、それから、さっき事務局からもおっしゃったとおり、大綱は町の教育振興計画の中の概要を取り入れてもいいんだという考え方がありましたので、そこまで含めて、私はここに出ております最初の「ふるさとを愛し、夢をもって未来を切り拓くひとづくり」、この理念を取り入れるべきではないかと思えます。

もう一つの理由は、町の第5次総合計画がありますが、その中の第1目標の中に、「未来を切り拓くひとづくり」というのがちゃんと出ておりますので、同じ方向だと思います。そういう意味では、振興計画の中に取り入れる理念としては一番ふさわしいんじゃないかと思えます。

以上です。

【中逸町長】 伊津野委員、いかがでしょうか。

【伊津野委員】 私も1年間かけて、いろいろな方にアンケートとかを実施しまして、町民の希望というのは入っていると思いますので、よければこれを使っただけなら、みんなにも浸透しやすいんじゃないかなと思います。

【中逸町長】 松岡委員、いかがでしょう。

【松岡委員】 基本理念の言葉、私はそのものだと思います。その中に「子どもを真ん中に」という言葉が入っています。保護者の立場である私からしてみれば、ほんとうに「子どもを真ん中に」という思いで進めていただけたらと思いますので、ぜひ大綱に取り入れるようお願いします。

【中逸町長】 皆様のご意見をお聞きいたしまして、長洲町の教育振興基本計画の中の基本理念を大綱としてはいかがかというご提案でございました。

【大山委員】 さっき町長が言われましたように、私としては、「目指す姿」まで入れていただければいいかなと思います。皆様のご意見も。

【中逸町長】 どうでしょうか。

【木下委員】 さっきの事務局の説明の中に今の意味が含まれておりましたので、この中のどれだけの柱を取り入れるというのは、この後のことになるかと思いますが、私はあ

る程度入れるべきだと思います。

【大山委員】　　そういうふうに思います。四つ入れても良いのではないかと。

【中逸町長】　　今、委員の皆さんから、基本理念と目指すべき姿も入れてはどうかというご意見がありました。この件で、皆様にお諮りいたします。

今、委員からご提言があった基本理念と目指すべき姿を長洲町の大綱としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【中逸町長】　　ありがとうございます。それでは、長洲町の大綱とさせていただきたいと思えます。

それでは、次の協議・調整事項の2番目の長洲町の教育についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】　　お世話になります。事務局から説明をさせていただきます。

まず、1ページになります。

教育委員会組織機構図でございます。教育長をトップとしまして、教育委員会のもと二つの課と四つの係で組織され、それぞれに関係委員会と中央公民館等を運営しながら、4小学校、2中学校と四つの校区公民館を管理しております。

続きまして、その下の教育費予算でございます。左の円グラフは、平成27年度当初の一般会計予算を示しております。この中で、今年度の教育費は7.3%でございます。右の円グラフでございます。これは、教育費の中でこういった分野に振り分けられているかということで、学校教育課所管としまして、教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費がございます。生涯学習課所管としまして、社会教育費、保健体育費がございます。

続きまして、2ページでございます。

長洲町の教育でございますが、これは平成27年度長洲町教育委員会の基本方針でございます。上のほうに基本理念、目指す姿をお示ししておりますが、先ほど、大綱についてのご協議をしていただく中に、長洲町教育振興基本計画の中の基本理念と目指す姿と同じ項目をここに掲示させていただいております。その下には、三つの学びのステージに分けて、それぞれに重点施策を実施しております。この三つの学びが連携、協力することによって、長洲町の教育を総合的に推進してまいっているところでございます。

続きまして、3ページでございます。

学校教育の努力目標についてご説明させていただきます。

まず、「生きる力」をはぐくむ教育の創造についてでございます。これは、児童生徒が夢を持ち、社会を生き抜く力をはぐくむ教育を目指し、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健康・体力の向上を柱とし、忍耐力、コミュニケーション能力、チャレンジ精神等の育成に努めるとともに、人権教育や食育、キャリア教育、環境教育等を進め、社会人としての基礎的な資質や能力をはぐくむ教育を推進していているものでございます。

続きまして、「確かな学力」につきましても、児童生徒が基礎的、基本的な知識・技能を習得するとともに、これらを活用して課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等を身につけ、主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進しております。特に外国語教育の授業につきましても、ALTを活用し、小学校外国語活動や中学校英語教育の充実に取り組んでいるところでございます。さらに、計画的な図書の整備により、主体的な学習活動と意欲的な読書活動を推進し、町図書館と連携して、読書活動日本一運動を推進しているところでございます。

続きまして、「豊かな心」の育成についてでございます。道徳教育を通して、道徳的な心情、判断力、実践的意欲と態度などの道徳性を養い、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力の育成を図ってまいります。

最後に、「学校の教育力」の向上についてでございます。全国学力・学習状況調査や熊本県学力調査などの結果の適切な分析による課題の把握と対策を立て、児童生徒一人一人に応じた学習活動の工夫、改善に取り組んでいるところでございます。

このページの一番下に、児童生徒数の5月1日現在の数をお示ししております。六栄小学校で227名、腹赤小学校で198名、長洲小学校で263名、清里小学校で86名、小学校では合計774名となります。腹栄中学校が216名、長洲中学校が182名、中学校では合計398名となります。小中学校合わせて、5月1日現在で1,172名でございます。これに対してピース、いわゆる保護者の数は928となっております。

以上、簡単でございますが、学校教育課についてのご説明にかえさせていただきます。

【事務局】 それでは引き続きまして、4ページ目でございます。

社会体育、社会教育を統括しております生涯学習課の取り組みの方向というところで、方向性としては、生涯学習社会の実現というものを掲げております。このために、家庭、地域社会、学校、民間団体、行政などの各分野が町民の生涯にわたる多様な学習ニーズにいつでもどこでも対応できるような役割を持ち、相互の連携を図りながら、こういった生涯学習社会の実現を目指していくという目標を掲げております。

そのために三つの大きな柱を挙げております。一つ目が教育機能の活性化、二つ目が学習内容の充実、三つ目が生涯学習の整備ということでございます。さらには、こういった柱をさらに深めていくために、教育機能の活性化の方向に向けまして、家庭教育の充実、学校教育の充実、社会教育の充実といった柱をさらに掲げております。同じく、学習内容の充実といたしまして、教養を高める学習内容の充実、文化活動の充実を掲げております。同じく、生涯学習の整備ということで、生涯学習推進体制の整備あるいは学習情報提供、相談体制の整備といったものを掲げております。

あわせて、このような生涯学習社会の構築に向けて、当然、社会の役割というものがございます。大きくは三つ掲げておりまして、一つは家庭における役割、二つ目には学校の役割、そして三つ目には地域社会の役割といった、それぞれの役割を掲げながら、全体として生涯学習社会の実現を目指していくという取り組みの方向性を掲げております。

それでは、5ページの具体的な生涯学習の努力目標というところでございます。

項目といたしまして、家庭教育の支援の充実ということで、教育の原点は家庭にあり、子供が夢を持ち、生きる力をはぐくみ、子供が生き生きと輝くために家庭教育を支援すると。家庭教育支援の充実というのが一つでございます。

二つ目に、人権教育の充実ということで、県・町の人権基本計画を踏まえながら、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を計画的かつ総合的に推進する。

三つ目に、生涯学習の推進といたしまして、生涯を通じて学ぶことはますます重要であり、社会教育関係団体等と連携しながら生涯学習の推進を図る。

四つ目に、地域の教育力の活性化としまして、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担いながら、互いの教育力を高めるとともに、地域と一体となって地域教育力の活性化を図るというものであります。

次に、社会教育関係団体・施設の活性化としまして、婦人会、PTA連合会、子供会等、社会教育関係団体の活動を支援するとともに、ながす未来館、図書館、公民館等の社会教育施設の活性化を図るものでございます。

文化振興及び文化財の整備としまして、文化の振興に努めながら、芸術・文化活動が活発に行われるように支援するとともに、歴史や伝統を大切にし、文化財の整備を図るというものでございます。

最後に、生涯スポーツの推進としまして、スポーツニーズの多様化等に対応し、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツ活動が楽しめるように、生涯スポーツの推進

を図るというものでございます。

以上、簡単でございますが、生涯学習課の取り組みの方向性等でございます。

【中逸町長】　　今は教育委員会ばかりの教育についてでありましたが、我々、町長部局もいろいろな教育についての事業をやっております。今日はそのために各課長が来ております。各課から一人ずつ、何をやっているかというのを言ってもらいたいと思います。

【田成まちづくり課長】　　それでは、まちづくり課から説明させていただきます。座って説明いたします。

まず、毎月、金魚の館におきまして、ものづくり塾ということで、熊本県産材の木を活用いたしましたいろいろなキットを作成しております。これは年に10回開催させていただいております。いろいろな子供たちが参加するとともに、親子で、または祖父母と一緒にものづくりを体験することで、豊かな心をはぐくんでいるのではないかなと思っております。

また、企業との交流会ということで、年2回、町内企業との交流会を開催させていただきまして、これは町のほうからも教育委員会のほうからも参加いただいておりますが、いろいろな情報交換をすることによって、子供たちをいかに地元の雇用につなげていくかという取り組みもさせていただいているところでございます。

また、それ以外といたしまして、先日、金魚の館でキャンプ等も開催させていただきました。これは農林水産課のほうになりますが、産業体験キャンプということで、金魚、ミニトマト、アサリと、町の資源を生かしたいろいろな生産現場に出向きまして、体験をすることによって町のよさを知ってもらおうと。そうすることがふるさとの心を育てることにつながっているのではないかなと思っております。

また、9月には防災体験キャンプということで、去年は自衛隊のほうからも来ていただきました。レンジャー体験、また、夜は段ボール等を敷いて、災害時の宿泊経験等をさせていただいております。

まちづくり課のほうは以上でございます。

【山本子育て支援課長】　　子育て支援課から説明させていただきます。

幼児期の保育・教育と申しますものは、生涯にわたる人間形成に必要な時期であると捉えておりまして、子供を含め保護者の支援というものに力を入れております。

子育て支援課も昨年、長洲町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。それによりまして、基本理念といたしまして、「親と子が安心・安全・こころ豊かに暮らせるまち」

といたしまして目標を四つ掲げて、それに向かって実施をしているところでございます。

子供さんを支援していくためには、家庭環境を支援していくのがすごく大切だということで、保育所の預かり時間の延長だとか、学童保育の時間もあわせて、小一の段差というものの解消に努めておりましたり、急に病気で子供さんを預けられなくなったときの病児・病後児保育だとかに力を入れているところでございます。

簡単ですが、以上です。

【吉田福祉保健介護課長】 福祉保健介護課からです。

うちのほうは、福祉ということが基本となってきますので、基本的にライフステージ的な、揺りかごから墓場までという形にはなってきます。その中で、子供に関してはどうかかわりを持つのかと、連絡とか連携あたりが一番重要な要素を持って、今、仕事を進めさせていただいているところだと認識しております。

うちの所管でいきますと、当然、保健センターで行われます乳幼児健診から、そのお子さんの状況であるとか、そのあたりをどう保育園、幼稚園あるいは学校まで結びつけるのかということでは、日々の健診の中でしっかり家庭の中のお父さんやお母さん、保護者の皆さんと話をさせていただきながら、先ほど教育のほうにもありました「子どもを真ん中に」という観点で進めさせていただいているところでございます。

あとは、今年度、介護予防拠点等のほうで高齢者の事業をいろいろ行っていますけれども、今はまだ取り組みの段階なんですけれども、そちらのほうに子供と交流、4世代間交流といったものの介護予防も含めた、子供もおじいちゃん、おばあちゃんに触れ合っ、その適性を生かしていただくという取り組みも、今考えているところでございます。

そういったものを踏まえまして、福祉の面ですけれども、子供もかかわるところがたくさんあります。そのあたりをいかに巻き込みながら、子供の成長を促していけるかというところを捉えて考えているところでございます。

以上でございます。

【田成まちづくり課長】 先ほど、私のほうから取り組みを説明させていただきましたが、介護予防拠点施設ということで福祉のほうから話がございました。まちづくりのほうで地域活動を推進させていただいておりまして、そういった介護予防拠点施設を地域の公民館を活用して、今後の予定でございますが、教育委員会とタイアップして、例えば子供たちの寺子屋事業、そういったものができないか。こういったものをこの場で協議いただければとも思っているところでございます。

それから、教育委員会のほうでキャリア教育あたりもされております。それは職業体験だと思えます。議会のほうからも、起業、創業、自分で仕事を起こす、創業するというところを国のほうが動いておまして、いろいろな関係者の中で話をしますと、やはり小さいうちから自分はこういう事業をやりたいんだとか、会社をつくりたいんだという取り組みが必要だということで、そういったことにつきましても学校、教育委員会のほうと一緒にやって取り組んでいけたらなと思っているところでございます。これは地方創生の柱ともなってくるのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

【田畑総務課長】 総務課から、まず、児童生徒の交通事故撲滅といたしまして、PTAや荒尾警察署の協力を得ながら、交通安全教育を行っているところでございます。また、安全・安心のための学校周辺、下校時の行政パトロールを行っているところでございます。男女共同参画におきましては、子供たちが公平さを保ち、皆さんを助ける気持ちといたしまして、そういう連携に手助けをしていきたいと思えます。

以上です。

【吉田福祉保健介護課長】 今、町長のほうからありましたように、福祉のほうで、今、生活困窮者法というのが国のほうで定められてきております。貧困の連鎖による学力低下を何とか断ち切りたいというところで、国がその法改正を行われている中で、福祉事務所を持たれているということで、管轄が県になるんですけれども、玉名の福祉事務所関連で、保護世帯も含めて、生活困窮者対策の放課後のサービスということで、学童的なものを行っているところでございます。

その中では、宿題をさせたりとかも含めて、例えば範疇の中には、高校受験の対象者がいる方については学力向上という支援も入っております。そういった事業も含めて、私も先ほど連携という言葉を行いましたけれども、いろいろな相談の中から対象のお子さんがいらっしゃる家庭についてはそういった相談支援の体制は持っております。そのあたりも頭に入れておいていただくと、福祉のほうにつないでいただくというのが、もしかしたら学校現場等からあるかもしれませんので、また、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

【中逸町長】 ただいま町長部局のいろいろな取り組みを簡単に説明させていただきました。委員の皆さんには、町長部局の教育に対する事業については、中身をそんなに詳しく知られていないかと思えます。教育委員会部局の事業、町長部局の事業をお互いに共有

していくのがこの総合教育会議の場と思っております。

そういうことで、今までの説明に対して、何か委員の皆様のご意見等がありましたら、お願いいたします。

【木下委員】 教育委員会で今まで議論した、あるいは課題の中には、今おっしゃいましたように、諸団体あるいは町当局とのいろいろな連携が必要な場面が出ておりました。これが全部教育委員会の取り組みの中でできることではなかったもので、機会を設けてお願いしておいた活動でありましたし、文言の中には、諸団体との連携をとりながら進めていくと、ひとつありあるいはまちづくりの中ではそういうのは当然あるわけですが、改めてここで確認できたこと、それから、教育委員会にとっても、もちろん総合教育会議の議題として、これから先もそれぞれの課題について深めていくというのは協議してきた内容だと思います。それを確認することと、多くの応援団の方が教育を取り巻く環境の中におられること、それを一緒に進めていっているのがこの場で確認できることではないかと思えます。個々の課題については、また次回なり、次に項目を設けて議論していくことだろうと思えます。

ちなみに言いますと、長洲町の教育については、ただいまのことは大きな項目の中に全部入っておりますが、なかなかこちらの啓発、あるいはお互いの連携もまだ課題が残っている形ではないかなと思えますので、今回こういう形でできたのは大変いいことではないかと、今後も充実していければ幸いだと思えます。

以上です。

【中逸町長】 委員の皆さん、何かございませんでしょうか。どうぞ。

【松本委員】 まちづくり課からありました企業との連携のところで、私も参加させていただいて、地元の大企業の方と名刺交換をしました。今年は四つの小学校に造船所のほうから来ていただいて、造船の話をしていただくことにしております。来年度は予算を立てて、貸し切りバスを借りて、見学に行こうかなと思っております。

中学生については、毎年、法人会の方の見学をさせていただいておりますので、それはそれでいいかなと思えますし、中学校のほうには、企業のいろいろな方に来ていただいて、キャリア教育の講話あたりをしていこうかなと思っております。

【中逸町長】 来年2月に自動車運搬船がJMUででき上がる。これを何とか子供に見てもらおうと思っております。その準備を今、まちづくり課の方でしています。

【田成まちづくり課長】 今、町長からありましたように、タンカーは平べったい船で

すが、自動車運搬船ということで10階建てぐらいのビルみたいな船が建ち上がっています。これを今、町長が担当のほうに言いまして。ただ、船主さんがいらっしゃいますので、許可がどうかということになります。船主さんもぜひPRになることだからということで前向きに話はしているということですので、これは子供たちまた町民の皆さん方にも広めていきたいなというご報告をしておきます。

【中逸町長】 何かありませんでしょうか。

【大山委員】 質問でもよろしいですか。

【中逸町長】 はい、どうぞ。

【大山委員】 山本課長にお聞きしたいんですけれども、今、子育て支援課の方のお世話で、保育園の所長さんとか学童保育の方々と教育委員の懇談会を設けさせていただきました。意見交換をさせていただいて、非常に勉強になっているんですけれども、長洲幼稚園ですか、保育園と幼稚園が一緒のやつがあるでしょう。今の時点で、担当課が幼稚園と保育園・保育所は違うでしょう。あそこが一緒になっていますが、どういうふうになっているのかなという疑問があります。

【山本子育て支援課長】 お答えいたします。

今の長洲保育所と長洲幼稚園は一体型の施設ということになります。幼稚園と保育園が一つの建物の中に一体型であるということ。だから、当然、保育所は管轄が子育て支援課になりますし、幼稚園のほうは学校教育課ということになっております。

【大山委員】 やっぱり別々ですか。

【山本子育て支援課長】 別々です。ただ、先々は、認定こども園というのを目指されているとお聞きしております。

【大山委員】 そうなったらどうなるんですか。

【山本子育て支援課長】 認定こども園になると、子育て支援課が全て管轄になります。

【大山委員】 そうですか。

【中逸町長】 委員の皆さん、私は今回、学童保育と放課後児童クラブがばらばらになっているというのにひとつ疑問を持っております。この前、長洲小学校に行ったときに教室が違って、学童保育は端っこ、また、放課後児童教室は端っこで、いろいろ先生は違った方がやっておられました。こういう点も今後、この教育総合会議の中で議論とか協議をさせていただこうと思っております。今日ここではしませんけれども、先生方もいろいろな疑問を持っておられました。そういうことをこの中でやっていければいいなと思ってお

ります。

そのほかにありませんでしょうか。

【大山委員】 結局、この場というのは、町長に要望するとなると予算的なことになるんですけども、そういうことも出していいんですか。

【中逸町長】 そういうこともある程度は言わないと、総合教育会議の趣旨、何で町長部局が入ってきたのかということになると思いますので、それも含めてお聞きしたいと思います。

【大山委員】 では、よろしいですか。さっき出しましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議ということで、参議院文教科学委員会から出ている項目の中に、今度の教育委員会の改革によって、小規模な地方公共団体については業務が非常に増えてくるし、指導主事の拡充等を通じた体制整備を図ることという文言があるんです。

現状でも、教育長は非常に業務が繁多で、今度の基本理念に「子どもを真ん中に」と挙げているんですけども、子供を見に行く機会がないと。学校現場とか幼稚園とかに行く時間が、とてもじゃないがとれていないということで、ぜひ指導主事あるいは主任でもいいですから、そういう方を入れていただいて、教育長がもっと教育現場にどんどん出向いていけるような体制をつくっていただければと思っています。

【中逸町長】 これは、いろいろな座談会とかをやることが一番、保護者あるいは子供たちと接する機会ではないかと思っています。そういう意味で、各座談会を教育委員会でもやってもらったらどうでしょうか。毎月1回ずつぐらい、各学校と保護者と。そうしたら、かなり意見は吸い上げられますよ。

この前、部活の皆さんの保護者と話して、部活用の備品が足りない、こういうのを随分僕は受けました。ですから、僕だけじゃなくて、委員の皆様も含めて、いろいろな各座談会を開いていただければと思います。そうしたら、いろいろなことがわかります。そしてまた、いろいろなものづくりとか、我々町長部局がやっている事業にもご参加いただければと思います。

【大山委員】 それは、やりたいというのはすごく思っているんですけども、今、学校に出向いて行って、教育委員会の懇談会をやりますからと保護者の方に呼びかけても、参加者が非常に少ないんですよね。だから、夜、地域に出て行って、そういうことを呼びかけて、果たして人が来てくれるかというのがですね。人に来ていただかないと意味がな

いということで、一つの案としては、町長がされているところに、教育長は出られているんですけども、教育委員も出て、教育関係のことも出していただくとか、そういうことを。まあ、来られる方の対象がちょっと違うかもしれないですね。

【中逸町長】 だから、来る人は、必ずそういう方は来られて、いろいろな意見を言う。問題は、来ない人に対してどうするかということです。やっぱり教育というのは、そういう来ない人に対して周知をどれだけできるかではないかと私は思っております。私も来ない人との接触の場というのがなかなかありません。それは皆さんと一緒にあります。

しかし、こういう方々と接して行って、こういう方々の意見も聞いていかななくてはならない。今後、貧困の連鎖を断ち切るには、このことをやる以外にないと僕は思っております。それで、ぜひ協力をお願いしたいと思っております。これは、言ったように、寺子屋で教育をやっていくということとつながってくるのかなと私は思っております。

そういう意味で、やるのは8月だけ、学校教育課。募集はどうなってますか。

【松本学校教育課長】 まだこれから……。

【中逸町長】 急いでください。

【松本学校教育課長】 7月、8月で進めてまいります。

【中逸町長】 こういうものに取り組んでいくというのが総合教育会議の一つの議論の場であると思っております。これから私はじゃんじゃん提案を出していきます。だから、ぜひ皆さんは、教育委員会、特に座談会は自分たちでやって、いろいろな人の意見を聞いてください。町長部局がやる以上にやってください。

【木下委員】 確かにレイマンコントロール、住民の教育への意見が今まではなかなか反映しにくい状況だったという指摘があるわけですよね。その解決策というのは、おっしゃったとおり、座談会形式で行政がやる形で、教育委員会としても何回か同じような試みがあるんですが、時間的な制約で、10分、20分の中でなかなか本音の部分ではつかみ切れない、そういうところは確かにあったような気がします。

おっしゃったとおり、それぞれ必要とされている課題について投げかけることも必要だろうし、運営の仕方なり、あるいはいろいろな工夫をする必要もあるかと思いますが、それはやっていかなければならないことでありますし、また、もう一つの考え方として、今回の教育基本法の考え方の中に、生涯教育の観点が第3条として大きく取り上げられておりますので、この観点からも、全体で教育を進めていく、全体でやっていく、そうすると、当然、地域の方々の協力が必要であるということからすれば、やっぱり取り組むべき重要

なことではないかなと思います。

以上です。

【中逸町長】 ありがとうございます。

そのほか、ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【中逸町長】 今日初めてのことで、ご意見もこれからの協議会の中で出てくるものと思いますので、協議事項についてはこれで終わらせたいと思います。

それでは、その他についてであります。何か皆様からございませんでしょうか。

【木下委員】 今回は大まかな骨組みができて出発したということで、大変意義ある会議ではないかと思いますが、要は、今まで指摘がありましたいろいろな課題について、まず共通理解をすべきでないかなと思います。それに従って振興計画あるいは基本計画もでき上がっておりますので、そのもとになっている課題について共通理解をし、取り組みを一緒に進める検討をしていかなければならないのかと。それは総合会議としての幾つかの大きな柱でも結構だと思いますので、そういう方向で進められればと思います。

以上です。

【中逸町長】 この会議を催す前には、必ず委員の皆様は何をテーマとするかということも提供しなければなりません。また、委員の皆様から、今回は何と何のテーマについて協議しようというご意見をいただきながら、教育委員会の学校教育課と総務課が協議しながら、また、こういうことでもいいかということ事前に委員の皆様にお知らせして決めさせていただこうと思います。

それでは、その他について、事務局から。

【城戸総務課長補佐】 それでは、次第の7番でありますその他について、事務局からご連絡いたします。

【事務局】 それでは、事務局からご連絡をさせていただきたいと思います。

第2回目の総合教育会議の日程なんですけれども、次第にありますとおり、8月の下旬で予定をしたいと考えているところでございます。詳細につきましては、また構成員の皆様にお伝えしたいと思います。

協議・調整事項等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第5項及び運営規約の第3条に規定する関係者といたしまして、各学校の学校長に当会議へのご参加をお願いし、各学校の現状等についてご意見の交換ができればなと思っています。

るところでございます。

今後につきましては、協議・調整事項の内容に応じて、その学識経験者を招いてお話を聞いた後、各構成委員さんで意見の交換を行っていただくなどの会議の内容も想定しているところでございます。今後、各構成委員からも学識経験者のご紹介等もいただければと考えるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それと、本日開催いたしました会議の議事録についてでございますが、この議事録につきましては事務局のほうで作成いたしまして、町長、教育長のご署名をいただいた上で、後日、ホームページで公開を行ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【中逸町長】 それでは、これもちまして、平成27年度第1回総合教育会議を終わらせていただきます。本日はお疲れさまでございました。